

平成28年度文部科学省における基本的な政策の立案・評価に関する調査研究 (政策の効果把握のための指標及びモデル事業の実施・評価手法に関する調査研究)(概要)

平成29年3月

1. 調査の背景・目的

政策の効果を適確に把握し、施策・事業の適切な改善・立案を行うため、諸外国の目標管理型評価における評価指標の事例及びモデル事業の成果把握に関する実施手法の事例についての調査を行った。

2. 調査の全体像

教育、科学技術・学術、スポーツ、文化分野における、①施策レベルの目標管理型評価に関する諸外国の事例調査、②モデル事業の成果の把握に関する地方公共団体及び諸外国の事例調査の二つを実施。

3. 評価結果

(1) 評価指標に関する調査

①英国

- 内閣府及び財務省との複数の協議を経て、各府省が策定する「単独府省計画」¹において、ビジョン、目的、実施事項、実施状況、指標が設定されている。
- 「単独府省計画」は、予算編成における複数年度の支出計画（歳出見直し：Spending Review）の対象期間に沿って策定されている。
- 「単独府省計画」は、政策や施策といった上位レベルを対象としており、所管分野を全て網羅するのではなく、優先事項を重視して設定しているため、指標の数は少ない。
- 評価指標の活用について、説明責任や財務効率性の向上が重視されている。
- 目標値の設定については、経年比較やベースラインとの比較等によって、進捗を評価することになっている。

②米国

- 政府業績成果現代化法（GPRAMA）に基づき、①各府省の目標及び指標等（戦略計画）、②省庁横断的な目標及び指標等を設定している。
- ①は省庁の使命、戦略目標、戦略目的、指標、省庁優先目標から成り立っており、各府省が作成するが、②はミッションとマネジメントの2種類に分かれており、行政管理予算局が設定する。
- 「戦略計画」は政策や施策といった上位レベルを対象としており、指標の数は少ない。
- 評価指標の活用について、PDCAによる業績改善が重視されている。
- 目標値を達成しなかった場合には、2年目までは改善計画等を検討し、3年続いた場合にプログラムの終了や予算縮小等を検討する。

③日本への示唆

- 重点分野への注力等により、メリハリをつけて指標を設定・活用することで、指標を用いた業績管理や評価をより効率的・効果的に運用することが考えられる。

¹ ただし、「単独府省計画」は本調査で対象とした公表用とは別に内部用が策定されている。

- 目標値の設定以外の別のアプローチ（ベースライン等）も検討しておくことが重要である。
- 評価指標を活用した業績管理や評価を運用するに当たっては、評価指標をどこまで精緻に設定するか等について費用対効果の面も併せて検討することが重要。
- 単年度の実績のみに着目するのではなく、計画期間全体における当該年度の成果として、中長期的な視点で捉えることも必要。

（２）モデル事業の成果の把握に関する調査

①モデル事業の定義

- ① i) 定量的な目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
 - ii) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
 - iii) 目標期間は1～3年程度とし、年度ごとの目標が明らかにされていること
- の三つの要件に合致する目標が設定されている
- ②複数年度にわたる場合は、予算執行の弾力化による効率的な政策目標の達成が可能となっている
 - ③計画期間終了後及び年度ごとに、目標の達成状況等について評価を行っている
 - ④一般的取組に移行する前段階の試行的取組みである

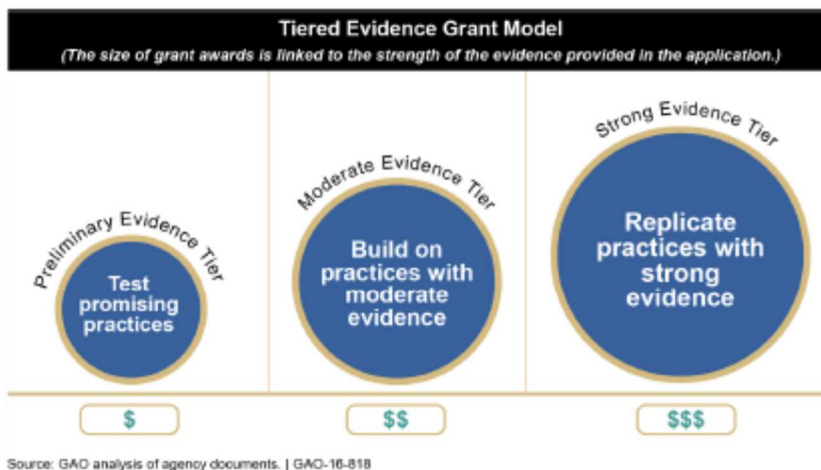
②地方公共団体における事例（～新潟県少子化対策モデル事業～）

- 本事業は、「子供を産みたくても産めない」と考えている世帯に対して、経済的ゆとり支援（出生一時金の提供）と時間的ゆとり支援（企業による子育て支援施策の実施）のいずれか又は両方を提供することで、出生数等の成果指標を改善することを狙った、3か年の事業。
- 事業内容や検証方法は、事業開始の前年度に設置した検討委員会の中で設計されており、検証の経過は各年度で検証委員会が議論を行った上で公表される。
- 実施要領の中で、モニタリング方法及び評価指標が「効果の検証」としてあらかじめ事業主体に示されている。

③諸外国における事例（～米国教育省のi3プログラム～）

- 本プログラムは、米国再生・再投資法の下で、地方の教育当局や、地方の教育当局や学校のコンソーシアムと連携した非営利組織に対して資金提供をするものであり、中途退学率の低下、高校卒業率の上昇、大学の入学率や卒業率の上昇等児童生徒の成績や成長に影響を及ぼすことが実証された革新的な取組を全国的に展開するための競争的資金。
- 同プログラムの運用に当たっては、3段階から成る「階層化資金拠出モデル」を取り入れており、アイデア段階の革新的な取組を試行する段階を経て、より確からしい効果が実証された段階で、より多額の資金を拠出してスケールアップ・スケールアウトを図ることが企図されている。

図表 階層化資金拠出モデル



Note: Some tiered evidence grant programs have two tiers, a preliminary evidence tier and a strong evidence tier.

注) 資料) GAO ” Tiered-Evidence Grants”

- また、エビデンスに基づく研究や実践を推進することを法律で明記しており、エビデンスの階層化の水準が示され、階層に応じた資金拠出モデルに基づいて運用されている。
- 本プログラムの全体評価については、①民間事業者への委託、②各省庁に設置されている監察総監によって実施されている。
- 個別プロジェクトの評価については、補助対象事業者が外部の評価機関に委託して実施することになっており、その予算は配分された補助金の10～15%となっている。

④示唆

- 人的資本形成に資する政策は、目的とする政策効果だけでなく、様々な副次的な効果が期待できるため、定量的・定性的な複数の評価手法を組み合わせることが必要。
- モデル事業は目標とする成果が上がらない「失敗」のリスクも内包しているが、いかにリスク低減を図るかが重要。
- モデル事業の実施に当たっては事業デザイン（事業の枠組み）自体をあらかじめ検証可能なものとすることが重要であり、複数年度の検証、段階的に評価を厳密にすることが効果的。
- 参加事業者が各自で実施する個別プログラムの検証・モニタリングだけでなく、総体としてのモデル事業自体の検証・モニタリングを行うことが政策の効果を高めるとの認識は欠かせない。